**平成２６年（フ）第３１２号**
大阪府岸和田市春木旭町36番34号
債務者　森本　一範
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３１８号**
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番10―308号
債務者　小林　弘美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３２２号**
大阪府和泉市箕形町１丁目８番２号
債務者　杉本佐百合
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３２４号**
大阪府岸和田市春木旭町36番34号
債務者　森本　淳子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３２９号**
大阪府岸和田市土生町２丁目21番４号シャトー土生台305号
債務者　川辺　　旭
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３３３号**
大阪府和泉市府中町５丁目９番23―２号
債務者　橋口　克也
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３３４号**
大阪府岸和田市土生町２丁目26番37―202号、前住所大阪府和泉市伯太町官有地
債務者　池原　　匠
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３３９号**
大阪府岸和田市土生町1480番地の３
債務者　松浦　徳一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３４０号**
大阪府泉南市樽井４丁目１―８ムーンハピネスＡ棟103号室、住民票上の住所大阪府泉南市馬場２丁目30番10号ハイツ藤原Ｃ号室、住民票上の前住所大阪府阪南市箱作2276番地の３
債務者　西岡　雄一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３４４号**
住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原822番地の４ひかり荘
債務者　佐々木雅裕（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３５０号**
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番45―303号
債務者　美濃田茂子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第１２６号**
群馬県甘楽郡下仁田町大字青倉2103番地５
債務者　神戸　初代
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第１３３号**
群馬県高崎市下小鳥町787番地　レジデンス小鳥205号
債務者　田村くに子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第１９３号**
相模原市南区上鶴間本町４丁目30番29号　ルネッサ町田101
債務者　鴫原　久孝
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第１９６号**
相模原市緑区橋本６丁目38番17号　キャッスルマンション橋本206
債務者　小笠原奈緒美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第５７号**
三重県松阪市久保町1269番地１　ルピナスＢ棟301
債務者　脇村　秋夫
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２６年（フ）第５１９号**
堺市西区神野町１丁２番17号
債務者　山永　真美（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係